臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

申請手続きから支給までの流れ

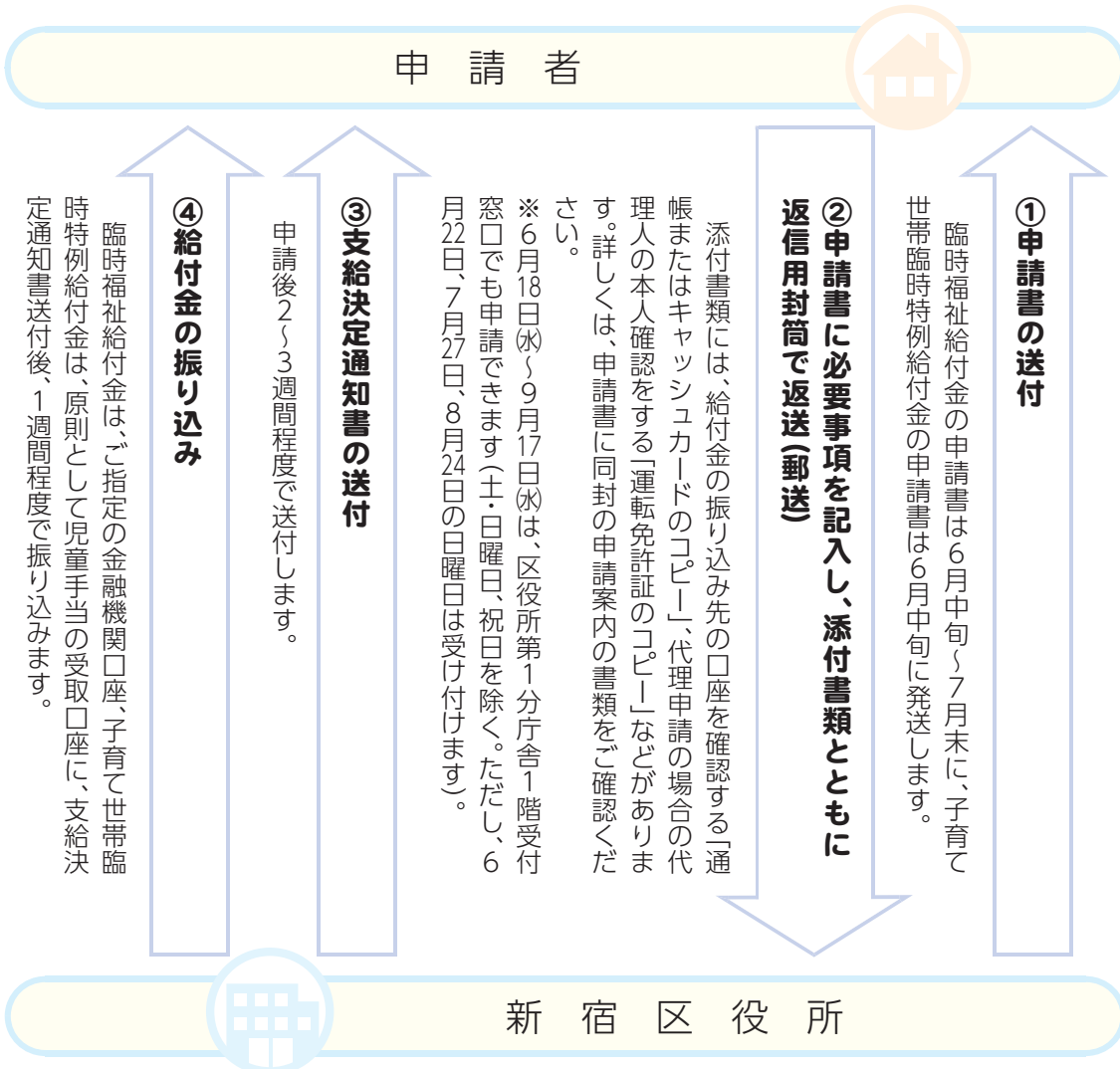

申請手続きなどのお問い合わせは
新宿区臨時福祉給付金等専用コールセンター
☎0120(78)9292（無料）
【受付時間】午前9時～午後5時（火曜日は午後7時まで）

給付を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」には十分ご注意ください。
新宿区から区民の皆さんに直接、臨時福祉給付金などに関する電話や訪問をすることはありません。

平成26年第2回区議会定例会

期日	開会時間	会議・委員会の名称
6月11日㈬	午前10時	本会議（代表質問）
6月12日㈭	午前10時	本会議（代表質問・一般質問）
6月13日㈮ 16日㈪	午前10時	常任委員会（総務区民・福祉健康・環境建設・文教子ども家庭）
6月17日㈫	午前10時	特別委員会（防災等安全対策、自治・地方分権）
6月18日㈬	午前10時	特別委員会（議会・行財政改革）
6月20日㈮	午後2時	本会議（議案、意見書・決議等の採決）

◎本会議・委員会は傍聴できます。手話通訳者または要約筆記者の配置もできます。本会議の様子は区議会ホームページ（HPhttp://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html）でご覧いただけます。詳しくは、お問い合わせください。
【問合せ】**区議会事務局調査管理係**（本庁舎5階）☎（5273）3534・FAX（3209）9995へ。

●今回の定例会で審議する主な議案（予定）
◎予算案…平成26年度新宿区一般会計補正予算（第3号）
◎条例案…新宿区特別区税条例の一部を改正する条例、新宿区立障害者生活支援センター条例
【問合せ】**総務課総務係**（本庁舎3階）☎（5273）3505・FAX（3209）9947へ。

屋外広告看板・建物等の管理者は落下物・飛散物による事故防止のために定期的な点検を

5月12日、区内で屋外広告看板の一部が破損して屋上から歩道に落下しました。幸い、けが人はいませんでしたが、過去には通行人が被害に遭う事故が発生しています。

屋外広告看板、建物の外壁・屋根・設備機器等は、老朽化等で破損し、落下する恐れがあります。地震や強風時には、落下・飛散の危険性がさらに高くなり、高い所からの落下物は、人命に関わる重大な事故につながります。

看板・建物等の所有者・管理者は、適正な維持管理と安全性を確保する責任があります。事故を未然に防ぐため、屋外広告看板や建物の外壁等の安全性について、再点検をお願いします。

また、老朽化や落下・飛散の恐れがある看板・建物等は、速やかに改修・撤去をお願いします。

【問合せ】▼適正な維持管理に関すること…**建築調整課**（本庁舎8階）☎（5273）3544、▼屋外広告物に関すること…**土木管理課占用係**（本庁舎7階）☎（5273）3574へ。

建物の解体・建設工事

安全対策の確認を

工事現場での外壁の崩落や建設機械の転倒等により、作業員や通行人が死傷する事故が全国で発生しています。

工事中の事故防止のため、国土交通省が公表している「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」等を再確認し、工事現場の安全対策に努めてください。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**建築指導課**（本庁舎8階）☎（5273）3745へ。

大雨にご注意ください

緊急時に利用できる「土のう」を配布しています

明治通りの東側にお住まいの方は東部工事事務所（市谷仲之町2―42）☎（5361）2454、西側にお住まいの方は西部工事事務所（下落合2―1―1）☎（5988）0121へご連絡の上、取りにおいでください。配布した「土のう」は、受け取った方が処分してください。

雨水ますの清掃にご協力を

雨水ますのふたにごみ等が詰まり、雨水が流れにくくなることがあります。降雨前には職員が巡回していますが、雨水ます付近の清掃にご協力ください。

河川の警報サイレンにご注意を

区内24か所に警報サイレンを設置しています。河川の水位が警戒水位に達すると、サイレンが鳴ります。

【問合せ】**道路課計画係**（本庁舎7階）☎（5273）3525・FAX（3209）5595へ。

防災気象情報メールの登録を

気象警報等が発表された場合に、情報をメール配信しています。携帯電話から防災気象情報メールのホームページ（HPhttp://www.bousai-mail.jp/snjk/）をご覧の上、登録してください。

二次元コード

【問合せ】**危機管理課事業推進係**（本庁舎4階）☎（5273）3874・FAX（3209）4069へ。

がけや地下室・半地下室のある建物の確認を

集中豪雨などで、がけ等で大きな被害が発生しています。日ごろから点検・対策し、いざというときに備えましょう。

区では一定の基準を満たす擁壁等を改修・新設する工事費を、個人・中小企業に助成しています。擁壁等の所有者にアドバイスをするコンサルタントも派遣しています。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**建築指導課**（本庁舎8階）☎（5273）3745・FAX（3209）9227へ。

集中豪雨のとき地下室・半地下室は危険です

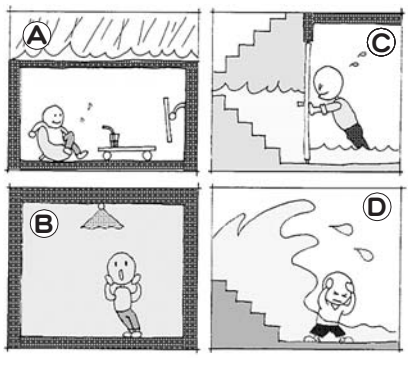

Ⓐ地下室では外の様子が分かりません
Ⓑ浸水すると電気が消えます
Ⓒ水圧でドアは開きません
Ⓓ地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます

ご自宅の周囲のがけ・擁壁の点検を

①擁壁や擁壁の上部から水が浸み出していませんか
②樹木の根やツタなどが擁壁に悪い影響を与えていませんか
③擁壁に膨らみが見られませんか
④擁壁の亀裂や、ブロック等の目地に沿った亀裂が見られませんか
⑤水抜き穴（排水パイプ）はありますか
⑥地盤が沈下していませんか